

# 令和7年度奈良県みんなでののしむ大芸術祭「プライベート美術館」等開催業務仕様書

## 1. 適用範囲

本仕様書は、奈良県みんなでののしむ大芸術祭実行委員会（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する「プライベート美術館」等開催業務（以下「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

## 2. 業務目的

奈良県では、『「みんな」が参加し、「たのしむ」ことができる芸術祭』をコンセプトに、令和7年9月1日から11月30日までの3ヶ月間にわたり、「奈良県みんなでののしむ大芸術祭（みんな芸）」を開催する。

本業務では、「プライベート美術館」、「ビッグ幡プロジェクト」、「みんな芸ピアノ」等を実施することで、県民の障がいへの理解や認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進に寄与するとともに、障がいの有無に関わらず、多くの県民に芸術文化に触れる機会を提供し、文化の振興を図ることを目的とする。

## 3. 履行期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

## 4. 業務内容

### ①業務の企画・実施

ア. 「プライベート美術館」開催業務

イ. 「ビッグ幡プロジェクト」開催業務

※ビッグ幡 in 東大寺・薬師寺、ビッグ幡原画展、ビッグ幡採用原画巡回展の開催を含む。

ウ. 「みんな芸ピアノ」デザイン募集等及び監視業務

エ. 「みんな芸」ノベルティ企画、発送業務

(表1)

	イベント・業務名	開催場所	開催期間	備考
ア	プライベート美術館	県内の主要駅周辺及び県中南和地域のユニークベニューを活かした会場（店舗、社寺等）	令和7年10月18日（土）～11月9日（日） 予定	—
イ	ビッグ幡 in 薬師寺	薬師寺境内	令和7年9月5日（金）～9月30日（火） 予定	—
	ビッグ幡 in 東大寺	東大寺大仏殿前	令和7年11月1日（土）～11月9日（日） 予定	令和7年8月22日までに全応募作品のデータを提出すること
	ビッグ幡 in 東大寺原画展	奈良公園バスターミナル東棟1階展示スペース	ビッグ幡 in 東大寺の開催期間と同じ	11/1 巡回展で展示した原画は11月2日より展示すること
	ビッグ幡採用原画巡回展	みんな芸実行委員会主催イベント会場（2か所）	イベント当日	・11/1 あいのわ ・11/29・30 みんな芸きらめき祭 in 文化村

ウ	「みんな芸ピアノ」デザイン募集等及び監視業務	i 奈良公園バスターミナル ii 東大寺大仏殿東楽門横（監視員の配置を求めるのはiiのみ）	i :令和7年9月1日(月)～10月30日(木) ii ビッグ幡 in 東大寺の開催期間と同じ	令和7年7月31日までに選定を完了し、8月8日までにデータにて提出すること
エ	「みんな芸」ノベルティ企画、発送業務	—	—	令和7年6月中にノベルティを決定し、令和8年1月中旬までに当選者宛て発送を完了すること

- ②広報の実施
- ③写真等による記録
- ④障がいのある人への配慮
- ⑤業務実施報告書の作成
- ⑥その他

## 5. 実施項目

### ①業務の企画・実施

#### ア. 「プライベート美術館」開催業務

- ・県内の障がいのある人のアート作品をまちなかの店舗、社寺等で展示すること
- ・県内の障がいのある人からアート作品を公募すること
- ・乙において会場選定を行い提案すること。その際、県内の主要駅周辺及び県中南和地域のユニークベニューを活かした会場で開催すること（会場数は70程度を想定。ただし、会場数は開催時の社会情勢等を考慮した上で決定するものとする）
- ・日常のなかでアート作品を楽しむことができるよう会場選定を工夫するとともに、会場には社寺や町屋など奈良らしい箇所を含めること
- ・応募のあった作品と、会場となる店舗・社寺等とのマッチングの仕組みを提案すること。なお、マッチングに際しては、会場側の希望の尊重と公平性の確保に努めること
- ・応募作品に対する破損の補償を行うこと（破損補償費については非課税）

#### イ. 「ビッグ幡プロジェクト」開催業務

##### ● 「ビッグ幡 in 薬師寺」

- ・令和5年度「ビッグ幡 in 東大寺」にて掲揚した幡のデザインをもとに幡を制作し、薬師寺境内に掲揚すること
- ・幡は8本制作・掲揚することとし、制作した幡の所有権は、甲に属するものとする。
- ・制作にあたっては、令和6年度「ビッグ幡 in 東大寺」の応募作品のうち、東大寺の幡として採用されなかった作品から選出すること。
- ・幡頭は甲から貸与するものを使用すること。
- ・幡及び幡頭の会場への搬入出等を行うこと。その際、安全に十分配慮すること  
また、幡柱を立てる位置については、甲、乙及び薬師寺の3者で協議し、幡柱の設置、撤去費用については乙が負担すること。
- ・開催期間中、施設賠償責任保険等に加入すること（施設賠償責任保険等については非課税）  
※保険料の算出に必要な場合、以下のデータを使用すること  
補償額 10億円（一人あたりの上限3億円）  
来場者数 32,905人（令和6年度（会期約1か月）実績）
- ・開催期間中の監視・保全及び来場者対応は原則不要とする（会場である薬師寺が実施）。
- ・サイン看板を製作すること

### ●「ビッグ幡 in 東大寺」

- ・障がいのある人の絵画をデザインした「幡」を制作し、東大寺大仏殿前に掲揚すること
- ・全国の障がいのある人から、デザインの原画となる絵画作品を公募すること
- ・応募作品の受付・データ整理、応募作品の審査、幡のデザイン・制作、幡及び幡頭の会場への搬入出、絵画作品の応募者への返送（着払）等を行うこと。なお、審査方法を甲に提案の上、甲の承認を経て実施すること
- ・応募のあった全ての絵画作品（500点程度を想定）について Web 上に展示する特設サイトを甲において別途制作するため、応募作品のデータ（絵画作品の画像、作品名、作者名など）を甲の指定する方法により 8 月 22 日までに提出すること
- ・幡は 8 本制作・掲揚することとし、制作した幡の所有権は、甲に属するものとする
- ・幡頭は甲から貸与するものを使用すること
- ・開催期間中、施設賠償責任保険等に加入すること（施設賠償責任保険等については非課税）  
※保険料の算出に必要である場合、以下のデータを使用すること  
補償額 10 億円（一人あたりの上限 3 億円）  
来場者数 149,694 人（令和 6 年度実績）
- ・会場設営・撤去時における搬入搬出の際には、安全に十分配慮すること
- ・開催期間中は監視・保全及び来場者対応のために、会場内に配置する「みんな芸ピアノ」監視員が適宜、幡付近を巡回すること
- ・応募作品の審査方法について、提案すること
- ・サイン看板を製作すること

### ●ビッグ幡 in 東大寺原画展

- ・「ビッグ幡 in 東大寺」で応募のあった全ての絵画作品（500 点程度を想定）を、「ビッグ幡 in 東大寺原画展」として展示すること
- ・開催場所、開催期間については、（表 1）を参照すること
- ・開催期間の前後一日を搬入/搬出日とすること
- ・展示に必要な設備・備品等については、乙が用意すること
- ・展示の際は、絵画作品に直接画鋏止めやテープ止めを行わないこと
- ・「ビッグ幡 in 東大寺原画展」開催期間において、施設賠償責任保険に加入すること
- ・作者と作品名がわかるように展示すること
- ・開催にあたって、運営体制についての具体的な提案を行うこと。なお、展示物の保全のため、展示期間中はスタッフが定期的に展示会場を巡回すること（スタッフの常駐は不要とする）

### ●東大寺で大きな「幡」になった！原画作品巡回展

- ・「ビッグ幡 in 東大寺」で幡のデザインに採用された絵画作品（最大 64 点）を、甲が指定するイベント会場のホワイエ等（2 か所）にて巡回展示すること
- ・開催場所、開催日については、（表 1）を参照すること
- ・各イベントの開場時間までに搬入を終え、イベント終了後、各会場の借り上げ終了時間までに搬出を終了すること
- ・展示に必要な設備・備品等については、乙が用意すること
- ・展示の際は、絵画作品に直接画鋏止めやテープ止めを行わないこと
- ・作者と作品名がわかるように展示すること
- ・会期中、行事保険に加入すること（保険料については非課税）
- ・開催にあたって、運営体制についての具体的な提案を行うこと。なお、展示物の保全のため、展示期間中はスタッフが定期的に展示会場を巡回すること（スタッフの常駐は不要とする）

### ウ．「みんな芸ピアノ」デザイン募集等及び監視業務

- ・「みんな芸」をイメージしたラッピングピアノを制作するため、ラッピングデザインのもととなる絵画作品の募集及び選定を行うこと
- ・デザインは『イ．「ビッグ幡プロジェクト」開催業務』のうち「ビッグ幡 in 東大寺」におい

て公募した絵画作品のなかから7月31日までに審査の上で決定し、ラッピングデザインを作成の上、8月8日までに甲の指定する方法によりデータにて提出すること。なお、審査方法については乙が提案すること。

- ・「みんな芸ピアノ」設置場所のうち、東大寺大仏殿の会期中については、参拝可能時間を通じて監視員を配置すること。なお、ピアノの監視に加え、ビッグ幡 in 東大寺の幡付近の監視についても併せて実施すること。

#### エ. 「みんな芸」ノベルティ企画、発送業務

- ・主催イベント等のアンケートの回答率を上げるための景品であること。  
※アンケート等の制作・実施・抽選は甲が行う。
- ・県内障害者就労施設で生産される授産商品より選定すること。  
なお、みんな芸ノベルティとしてロゴ等を入れる場合は、ロゴのデータ（PNGファイル）を甲より無償提供する。
- ・ノベルティは、1個2,500円（税込み）程度とし、可能であれば2種類用意すること。
- ・ノベルティは、全体で50個とすること。
- ・幅広い世代に受け入れられる商品を選定すること。
- ・7月中旬には商品を確認すること（公式ガイドブック掲載のため）。
- ・SNSや主催イベント会場等を利用して景品を周知するため、8月下旬を目処に甲に商品見本を提供すること。
- ・甲より提供のあった当選者リスト宛て（リスト提供後）概ね2週間以内を目処に商品を発送すること。
- ・発送時期は、12月下旬～1月上旬を予定
- ・発送に際しては、破損等に留意し、必要に応じて緩衝材等を使用すること。

## ②広報の実施

### ア. 広報用チラシの作成

掲載内容・デザインは事前に甲と協議の上決定する。また、必要な部数を作成することとし、最終的な作成部数は、広報の実施方針・来場予定者数の状況を踏まえ、甲と協議の上決定するものとする。

#### 【最低作成部数及び納期】

	チラシの種類	仕様	部数	納期
イ	事業開催告知チラシ	A5 両面カラー	10,000部	甲と調整
ロ	作品募集チラシ（奈良県内用） 「プライベート美術館」、「ビッグ幡 in 東大寺」及び「みんな芸ピアノ」（紙面構成上余裕があれば、みんな芸のその他主催イベント紹介記事についても、甲と調整の上掲載）	A4二つ折り (A3) 両面カラー	15,000部	5月24日
ハ	作品募集チラシ（奈良県外用） 「ビッグ幡 in 東大寺」及び「みんな芸ピアノ」（紙面構成上余裕があれば、みんな芸のその他主催イベント紹介記事についても、甲と調整の上掲載）	A4 両面カラー	5,000部	5月24日
ニ	開催会場マップ 「プライベート美術館」	指定なし	10,000部	10月10日
ホ	イベント会場マップ 「ビッグ幡 in 薬師寺」	B5二つ折り (B4) 両面カラー	5,000部	8月31日
ヘ	イベント会場マップ	B5二つ折り	5,000部	10月20日

	「ビッグ幡 in 東大寺」	(B4) 両面カラー		
ト	ビッグ幡応募作品リスト 「ビッグ幡 in 東大寺原画展」(ビッグ幡に 応募のあった全ての作品を一覧にして原画 展の期間中配布するとともに、作品返却時 に同封する。)	指定なし(全 応募作品、作 品名、作者名 が掲載できる サイズ)	500部	10月20日

#### イ. 広報用チラシの納品・配送

作成した広報用チラシは、障がい関係施設、作品応募者、展示会場等への配送を行うとともに、指定する部数について納期までに奈良県みんなでのしむ大芸術祭実行委員会事務局へ納品すること。また、Webサイト等への掲載のために、甲の指定する方法により広報用チラシのデータを提出すること。

「プライベート美術館」の開催会場マップについては、作品応募者へ送付する際、作品の展示会場が明らかになるよう工夫すること。

#### ウ. SNS等を活用した広報の実施

### ③写真等による記録

業務実施状況を記録するため、写真等の撮影を行うこと。撮影した写真等は成果物として、成果品と併せて納期までに提出すること。なお、提出された写真等については、文化振興の目的で事前の許可なく雑誌、広報誌、インターネット等にて掲載する必要があるため、写真記録にあたっては作品応募者、展示会場等の承諾を得ておくこと。

### ④障がいのある人への配慮

障がいのある人への配慮として、原則、次の事項を実施すること。また、その他必要と考えられる取組があれば、付加して実施すること。

- ・チラシ等へのUni-Voiceコードの配置、UDフォント・ユニバーサルカラーの使用を行うこと
- ・必要に応じて、手話通訳者、要約筆記者を配置すること
- ・授産商品販売会においては、障がいがある人も負担なく出店、販売ができるよう配慮すること。

### ⑤業務実施報告書の作成

業務内容及びイベントの結果等について、数値や写真等を使い分かりやすくまとめ、甲に提出すること。

### ⑥その他

- ・業務の企画・実施にあたっては、甲及び関係者等との連絡・調整・手続き等を行うこと
- ・可能な限り会場でWebアンケートを行うこと
- ・来場者の参加料等は原則無料とすること(ただし、会場管理者が入場料等を設定している場合はこの限りではない)
- ・その他本業務の実施にあたり、必要な事項を実施すること

## 6. 業務の進捗管理

- (1) 乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、甲との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を甲に逐次報告するほか、必要に応じて甲と打合せを行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度甲の指示を受けて処理すること。
- (4) 乙は、甲から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、甲からの要請に応じて、別途開催される会議がある場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて会議に出席すること。

## 7. 成果品、納期及び納入場所

(1) 本業務における成果品は次のとおりとする。

- (ア) ビッグ幡応募作品の原画データ：納期は8月22日
- (イ) チラシ等：部数・納期は『「5. 実施項目」、「②広報の実施」、「ア. 広報用チラシの作成【最低作成部数及び納期】』』に記載のとおり
- (ウ) 実施計画書：1部
- (エ) 記録写真データ：一式
- (オ) 業務実施報告書：1部

上記(ア)～(カ)について、電子ファイル(オンラインストレージ、またはBD、USBメモリなどの電磁的記録媒体)で提出すること。

(2) 納期

令和8年1月30日(金)

※ただし、上記(1)により別途定めるものは、そのとおりとする。なお、進捗状況によっては、甲と協議のうえ、納期の調整を行うこととする。

(3) 納入場所

〒630-8501 奈良市登大路町30  
奈良県みんなでのしむ大芸術祭実行委員会事務局  
(奈良県地域創造部文化振興課内)

(4) その他提出物

乙は、別途甲が定める書類(業務完了届、請求書等)を提出するものとする。

## 8. 著作権の帰属

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

## 9. 契約に関する条件等

本業務に関わる一切の費用を契約金額に含む。

## 10. 貸与資料

甲が保有する資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

## 11. 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果品については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

## 12. 撮影許可及び掲載許可申請手続き

- (1) 本業務の遂行にあたり、撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続は、原則乙において対応するものとする。(申請に係る経費は委託料に含む。)

- (2) 乙は印刷物制作に係る写真の使用に際しては、関係機関に対して必要な使用申請を行う。
- (3) 乙は本業務に係る著作物等の使用に際しては、関係機関に対して必要な申請を行う。

### 1 3. 留意事項

- (1) 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること
- (2) 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (4) 別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (5) 個人情報が含まれる書類を甲乙間で受け渡しする際は、受け渡し記録簿に記録の上、甲乙立ち会いのもと、受け渡しすることとする。
- (6) 本業務の実施にあたり、関係する機関と協議を十分に行い、乙は甲の承認を受けて作業を進めるものとする。
- (7) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。
- (8) 別記2「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

### 1 4. 担当者連絡先

〒630-8501 奈良市登大路町 30  
奈良県みんなでのしむ大芸術祭実行委員会事務局  
(奈良県地域創造部文化振興課内)  
TEL : 0742-27-8488 FAX : 0742-27-8481

以上

<別記1>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

- 2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別記2>

### 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。